

経済建設常任委員会先進地行政調査報告書

1 調査年月日

平成29年10月10日（火）～12日（木）

2 調査地及び調査項目

<茨城県牛久市>

(1) 地産地消の推進について

- ①うしくグリーンファーム株式会社における食の地産地消の取り組みについて
- ②学校給食との連携による地産地消の取り組みについて
- ③うしくスローフードコンテスト、その他事業による地産地消・6次産業化の取り組みについて

<茨城県筑西市>

(1) 筑西市観光推進のためのアクションプランについて

- ①プランの概要及び策定経過について
- ②プランに基づく取り組みの進捗状況について
- ③今後における観光推進の課題等について

<群馬県前橋市>

(1) 空き家対策について

- ①前橋市空家等対策計画の概要について
- ②前橋市空き家対策補助制度の概要及び実施状況について
- ③特定空き家等に対する代執行による解体・撤去について
- ④前橋市空き家利活用ネットワークの概要及び実施状況について

3 派遣委員

委員長	石田武史
副委員長	高橋典子
委員	赤坂伸一
委員	内山祥弘（復命記録：筑西市）
委員	尾田善靖
委員	野村尚志（復命記録：牛久市）
委員	宮川正子（復命記録：前橋市）
委員	山本由美子

4 随行職員

議会事務局議事係主任 丹羽芳徳
議会事務局議事係書記 海谷祐二郎

5 調査報告書 別紙のとおり

《茨城県牛久市》

1 牛久市の沿革

茨城県牛久市は茨城県の南部、首都中央部から北東約50キロメートルに位置し、県庁所在地である水戸市へは北へ約55キロメートル、牛久市の周辺に位置する土浦市・つくば市の中心部へは約15キロメートルに位置する。東京中心部へは、JR常磐線、首都圏中央連絡自動車道、常磐自動車道で結ばれ、国道6号、国道408号、県道等により広域的な交通網が形成されている。

面積は58.92平方キロメートル、東西14.5キロメートル、南北10.7キロメートルで、標高は4.4メートルから30.1メートルである。平成29年9月末の人口は8万5,108人、総農家戸数は792戸で、そのうち販売農家は522戸である。土地の内訳は、田11%、畑22%、宅地19%、山林22%、原野・雑種地・他25%である。

2 地産地消の推進について

牛久市は、豊かな大地と水、温暖な気候に恵まれ、古くから農業が盛んであり、現在もさまざまな農作物を生産しているが、近年、高齢化や後継者不足で農業就業者が減り、耕作放棄地がふえていることから、農業を守り、人々の食を守る取り組みの一つとして、地産地消が推進されている。

(1) うしくグリーンファーム株式会社における食の地産地消の取り組みについて

平成23年2月、牛久市の100%出資(1,000万円)により、耕作放棄地・後継者不足解消、地産地消推進、地域貢献を目的として、うしくグリーンファーム株式会社が設立された。

同社は、市の農業振興の核となる先進的な農業経営体のモデルとして、機械化・大規模化による生産コストの削減や、高付加価値化・産地競争力の強化を推進しており、現在、41ヘクタールの農地で、大根・馬鈴薯・小麦・菜種などを生産している。

また、栽培した菜の花からつくった菜種油を学校給食に提供して、その廃食用油等からバイオディーゼル燃料を製造するほか、木質ペレットを製造するなど、エネルギーの地産地消にも取り組まれている。

なお、経営状況は平成27年度から黒字転換している。

現在も、市内の農業就業者数は減少していることから、新規農業就業者の育成や、耕作放棄地の解消を進めていき、牛久市の地産地消の拠点として、さまざまな事業を展開していきたいとのことである。

(2) 学校給食との連携による地産地消の取り組みについて

平成18年度より、市内小・中学校にて、地場産品の積極的な活用を目的に、牛乳と調味料以外の全ての食材を牛久産に限定した学校給食、牛久の日献立が実施される

ようになり、現在は年3回行われている。

各校の栄養士、教育委員会、農業政策課、市営青果市場が、毎月献立会議を実施しており、牛久産小麦を使用した牛久の大地パン、牛久産さつまいもを使用したいもまん！のほか、うしく河童米、うしく河童大根、うしく河童西瓜などの牛久市のブランド食材も提供されている。

生産者が見える安全安心な地場産の食材を使った給食は、子供たちや他市町村から転勤してきた教師にも好評で、残食率も改善されているとのことである。

(3) うしくスローフードコンテスト、その他事業による地産地消・6次産業化の取り組みについて

・うしく河童米のオーナー制（生産者6名）

平成16年に、牛久産コシヒカリ100%の味を地元消費者に味わっていただくことを目的に創設された。平成17年度から、うしく河童米と命名し、全員がエコファーマー認証を取得し、県特別栽培農産物の認証を受けた。

・梨のオーナー制

平成19年に開始されたこの取り組みは、生産者の高齢化・後継者不足により廃園を検討されていた梨農家へ提案し、収穫作業をオーナーに体験していただくことにより、農家の労力削減につなげた。

・直売所等

公共施設の直売コーナーと、民間の直売所が設けられている。

・コンペ・メタモルフォーゼ2007

平成19年度に、もともと牛久市の名産であったサツマイモ・落花生をテーマに市内調理学校にてコンテストを開催した。最優秀賞は、同調理学校併設のベーカリーにて販売し、好評を得ている。学校給食にも提供されている、いもまん！は、このコンテストの出品作品であった。

・スローフードコンテスト

平成25年度に、牛久市で生産された小麦をテーマに、コンテストを開催した。

応募作品の中から、学校給食や保育園給食・おやつになったものが10品ほどある。

・牛久市には、河童伝説があり、そこから牛久市観光協会のマスコットキャラクター、かっぱのキューちゃんが命名され、うしくブランドの農産品のラベル等にも活用されている。

《茨城県筑西市》

1 筑西市の沿革

筑西市は、平成17年3月に下館市・関城町・明野町・協和町の1市3町の合併により、新たに誕生した。

筑西市は、茨城県の西部に位置し、東京から北へ約70キロメートルの距離にある。南は下妻市及びつくば市に隣接し、東は桜川市、西は結城市、八千代町及び栃木県小

山市に、北は栃木県真岡市に隣接している。地形はおおむね平坦であり、鬼怒川・小貝川などが南北に流れ、肥沃な田園地帯を形成している。

市のほぼ中心を東西方向に国道50号、南北方向に国道294号が走り、この交差した部分が市の中心部となる。鉄道は、東西にJR水戸線が走り、下館駅を起点として、南へは関東鉄道常総線、北へは真岡鐵道真岡線が運行されている。

人と自然、安心して暮らせる共生文化都市を将来像に置き、県域を越えた北関東連携軸の新たな拠点として、産業や観光・レクリエーション、文化をリードする魅力ある都市圏の形成を目指している。

2 筑西市観光推進のためのアクションプランについて

(1) プランの概要及び策定経過について

筑西市では、既存の観光資源を生かし切れていない、かつ、潜在する観光資源を発掘できていない状況があり、通年で観光客の誘致が見込める観光資源の調査及び発掘が喫緊の課題となっている。

その背景として、人口減少が進む中、定住人口が1人減ると、その地域の年間の経済消費額が121万円減ると言われており、それを補うためには、外国人旅行者7人、または国内宿泊旅行者22人、もしくは国内日帰り旅行者77人を地域に呼び込まないと、その定住人口1人分の経済消費額を補完できないとされていることがある。

また、平成17年に、旧4市町の合併により新設された筑西市では、自身が住んでいる以外の地域の観光資源を知らないことが多く、お互いの資源や魅力を再発見、再確認する必要もあった。

そのようなことから、平成28年5月に、筑西市、筑西市観光協会、株式会社筑波銀行、株式会社JT B関東の4者により、筑西市の地域振興に関する協定の締結がなされた。

この協定は、まち・ひと・しごと創生総合戦略を進める中で、それぞれが保有する資源・情報を有効に活用し、筑西市の交流人口の増大、観光振興、地元製品の消費拡大等の地域活性化に資する取り組みを実施し、地域の発展及び振興を図ることを目的としている。

この協定に基づき、筑西市観光資源調査・発掘協議会が設立され、平成28年9月から合計7回の協議会が開催された。この協議会の委員としては、会長を筑波銀行の役員が務めるほか、筑西市内で実際に地域活動の実績のある、みずから動ける委員を中心に構成された。また、この協議会を進めるに当たっては、事前に議論の仕方などについて、十分な打ち合わせもなされた。

協議会の中では、既存の観光資源の洗い出しや新たな観光資源の発掘に向けた調査・検討を行い、観光客誘致の新たな取り組みに向けた議論やワークショップを行ったほか、るるぶ特別編集筑西市の制作（平成29年3月発行）に対する助言も行われた。そして、これらの新たな取り組みのための提案、展開、実施、行動の議論を、筑西市観光推進のためのアクションプランの作成（平成29年3月）へとつなげた。このアクションプランの作成では、金融機関や旅行会社などの民間企業のノウハウが、具体

的な実効、実現に向けたプランにするために、大きな役割を果たした。

(2) プランに基づく取り組みの進捗状況について

アクションプランの中では、可及的速やかに取り組むべき短期的アクションプラン、短期から中長期的な構えで議論と研究を重ねるべき短期～中長期的アクションプラン、及び中長期的な取り組みを通じて動向などを注視しながら進めるべき中長期的アクションプランの三つのアクションプランに分類がなされている。そして、それらの優先順位を整理しながら、年度ごとにスケジュールを立てて実施されている。

アクションプランによる今年度の取り組みとしては、県内外でのプロモーションの強化として、ちくせい観光大使によるSNSを用いた情報発信のほか、筑西市の絶景ポイントである、母小島遊水池からのダイヤモンド筑波を見に来られた方に対してのけんちん汁やコーヒーの提供などが挙げられる。また、北海道豊頃町との互産互生の取り組みとして、豊頃町の物産直売会で、筑西市産のこだまスイカが販売された。

(3) 今後における観光推進の課題等について

今後における課題は、筑西市が観光地だという市民の意識が皆無に等しいこともあり、観光やおもてなしに係る市民一人一人の機運・意識の醸成を図ることである。

それに向けて、市民アンケートを行ったほか、今年度は市民向けのおもてなしセミナーの開催を予定している。

そのほかの課題としては、アクションプランを実施し、継続的に観光振興を推進するに当たって、中心となって、汗をかいて活動していく団体をどのようにして見出していくのか、また、それらの団体が見つかったとして、行政がどのように側面的なバックアップを行っていくのかが課題である。

その解決に向けては、実際にアクションプランを実施する中で、市民参加を積極的に図り、市民をプレーヤーとして巻き込んでいき、団体等の育成に努めていきたいとしている。また、将来的には日本版DMOのような組織形成の可能性も考えられているとのことである。

《群馬県前橋市》

1 前橋市の沿革

前橋市は、群馬県のやや南側で、東京から約100キロメートルの地点に位置し、市を両分する利根川を挟んで両側に市街地が発展している。

かつては製糸業で盛え、明治25年に県内初、関東で4番目に市制を執行し、平成16年12月5日には、大胡町・宮城村・粕川村と合併した。平成21年4月には、県内初の中核市へ移行するとともに、5月には、富士見村と合併した。平成29年には、市制施行125周年を迎え、さらなる飛躍を続けている。

平成27年国勢調査による産業就業別人口において、第3次産業就業者が11万2,113人と大きな割合を占め、群馬県の政治・経済・文化の中心都市として多くの行

政機関や金融保険業など、サービス産業が集積している。

2 空き家対策について

人口減少や超高齢化の時代に突入し、空き家の発生が大きな社会問題となっている。平成25年の全国の空き家率13.5%に比べ、前橋市は15.9%で、高い割合となったほか、平成20年から平成25年の空き家率の推移を見ると、全国の0.4ポイント増に比べ、前橋市は2.6ポイント増と数字の上からも深刻な状況であった。また、市内において、複数の倒壊の危険がある空き家があり、問題視されていた。

そこで、国に先んじて平成25年7月に、前橋市空き家等の適正管理に関する条例を制定し、先進的に空き家問題に取り組まれた。

平成26年11月27日に、空家等対策の推進に関する特別措置法が公布され、平成27年5月に全面施行されたことから、特別措置法に規定する事項と市条例に規定する事項の整合を図るとともに、空き家等の適正管理のほか、市の空き家等対策の推進及び空き家等の活用の促進を目的として、条例の全部改正を行い、平成27年6月に前橋市空家等対策の推進及び空家等の活用の促進に関する条例を公布・施行した。

この条例の特色として、以下の点が挙げられる。

- ①特定空き家等だけではなく、特定空き家等となるおそれのある空き家等の所有者などに対しても、助言または指導することができるよう規定されている。
- ②空き家等が危険な状態となることが切迫し、かつ所有者等が判明しないときは、危険な状態となることを防止するために必要な最低限の措置、緊急応急措置を講ずることができるよう規定されている。

(1) 前橋市空家等対策計画の概要について

前橋市空家等対策計画は、空家等対策の推進に関する特別措置法を踏まえ、市民の生命、身体及び財産を保護することにより、安全にかつ、安心して暮らすことのできる生活環境を確保するとともに、空き家等の活用を促進することにより、まちづくり活動の活性化を図ることを目的として策定された。

策定に当たり、最初に取り組まれたのは、特定空き家等に対する措置として、空き家情報の把握から始まり、代執行に至るまでのフローについて示した、特定空き家等に対する前橋市の事務の流れの作成であった。

計画の策定が短期間でできた要因としては、調査等により、市内の実態を把握してから計画を策定するのではなく、実態把握調査の実施方法を計画の中に盛り込み、まずは法律や国のガイドラインに基づいた規定と、基本的な方針や施策を示した計画にしたこととされている。

今後、計画に基づき、市内の実態把握を進め、空き家に関するさまざまな施策がさらに展開できるよう随時計画の見直しを検討していくとのことである。

(2) 前橋市空き家対策補助制度の概要及び実施状況について

平成27年7月に、空き家対策補助制度を導入した。

空き家等を活用した二世帯近居・同居住宅支援事業は、空き家の減少を目的として

実施し、定住の促進、子育て支援、高齢者福祉の増進、市内建築業者等の受注機会の拡大・地域経済振興などが図られている。

また、老朽空き家等対策事業は、跡地利用の促進等を目的としており、解体費に対する基本補助額を抑える一方で、住宅等建設の加算額を大きくして、積極的な活用がなされるよう制度化されている。

そのほか、空き家の活用支援事業では、リフォーム補助を実施しており、居住支援だけでなく、地域のコミュニティースペースなど、まちづくりの活動拠点として活用するために行う改修工事に対しても補助が受けられる。

(3) 特定空き家等に対する代執行による解体・撤去について

空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、倒壊のおそれがあり、固定資産税情報を利用した所有者調査の結果、相続人の死亡または相続放棄により、所有者等が不明と判断された特定空き家に対して、特定空き家等に対する前橋市の事務の流れに沿って、特定空き家等判定委員会で方針を決定し、空き家等対策協議会から意見を聴取した後、平成28年7月14日に略式代執行による撤去を実施した。

(4) 前橋空き家利活用ネットワークの概要及び実施状況について

平成27年4月、建築住宅課に前橋市空き家利活用センターを設置し、住民等の相談窓口として位置づけ、担当者を配置した。これにより、これまで分かれていた空き家に関する市の窓口が一元化され、相談者の利便性が高められた。

さらに、平成27年5月に、前橋市と不動産関係団体とで、前橋市における空き家の利活用の促進に関する協定を締結し、同年7月には、前橋市空き家利活用ネットワーク事業が開始された。

平成29年6月末で、協力業者として、85社が登録されている。

事業の開始により、空き家の所有者は、売買だけではなく、幅広い活用方法について相談することができるほか、公・民が連携することで、行政は市場の情報を利用でき、事業者は市民や市の動向を知ることができることである。